

那須塩原市図書館「みるる」
那須塩原市西那須野図書館
那須塩原市塩原図書館

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和6（2024）年6月
那須塩原市教育委員会

那須塩原市は、民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第3項及び那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第230号）第2条の規定により、次のとおり当該施設を管理する指定管理者の候補者を募集する。

I 対象施設の概要

1 名称

- (1) 那須塩原市図書館（愛称「みるる」）（以下「みるる」という。）
- (2) 那須塩原市西那須野図書館（以下「西那須野図書館」という。）
- (3) 那須塩原市塩原図書館（以下「塩原図書館」という。）
- (4) サービスポイント
 - ①那須塩原市黒磯公民館（那須塩原市桜町1番5号）
 - ②那須塩原市厚崎公民館（那須塩原市上厚崎500番地1）
 - ③那須塩原市稲村公民館（那須塩原市若草町117番地1）
 - ④那須塩原市とようら公民館（那須塩原市東豊浦23番地110）
 - ⑤那須塩原市鍋掛公民館（那須塩原市鍋掛531番地）
 - ⑥那須塩原市東那須野公民館（那須塩原市東小屋474番地11）
 - ⑦那須塩原市高林公民館（那須塩原市箭坪347番地）
 - ⑧那須塩原市西那須野公民館（那須塩原市太夫塚1丁目194番地78）
 - ⑨那須塩原市狩野公民館（那須塩原市槻沢231番地）
 - ⑩那須塩原市南公民館（那須塩原市二区町401番地）
 - ⑪那須塩原市西公民館（那須塩原市四区町661番地）
 - ⑫那須塩原市三島公民館（那須塩原市東三島6丁目337番地）
 - ⑬那須塩原市大山公民館（那須塩原市下永田8丁目7番地86）
 - ⑭那須塩原市塩原公民館（那須塩原市中塩原1番地2）

2 施設の設置目的

図書館法の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置したものである。

3 施設の規模等

(1) みるる

黒磯駅周辺地区を対象とした都市再生整備計画事業において、従来の図書館機能に加えて地域の交流拠点となることを期待して整備された那須塩原市で一番新しい図書館である。

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年7月の開館予定を延期し、令和2年9月に開館。現在に至っている。

- ①名 称 那須塩原市図書館（愛称「みるる」）
- ②所 在 地 那須塩原市本町1番1号
- ③完成年月 令和2年1月（開館は令和2年9月）
- ④規 模
 - ㊦敷地面積 4,011.49 m²
 - ㊧建築延床面積 4,967.69 m²
（1階2,443.11 m²、2階2,210.99 m²）
 - ㊨建築面積 3,078.21 m²
 - ㊩建物構造 鉄骨造 2階建
 - ㊪施設概要
 - 1階 一般開架、児童開架、事務室、授乳室、会議室、ホール等
 - 2階 一般開架、書庫、学習ブース、サイレントラーニングスペース、アクティブラーニングスペース等
 - ㊫駐 車 場 近隣店舗との共用駐車場、黒磯駅西口市営駐車場職員用駐車場（本郷町81番7号）
 - ㊬運営に係る事項（サービスポイントを含む）
 - ・①蔵 書 数 178,734冊（令和6年3月末）
 - ・②年間貸出冊数 281,609冊（令和6年3月末）
 - ・③年間貸出者数 70,991人（令和6年3月末）
 - ㊭職 員 数（令和6年4月1日現在）27人（常勤換算）

(2) 西那須野図書館

昭和54年4月に西那須野町図書館として開館した。平成17年1月の合併により、那須塩原市西那須野図書館となり現在に至っている。

- ①名 称 那須塩原市西那須野図書館
- ②所 在 地 那須塩原市あたご町2番3号
- ③完成年月 昭和54年4月（開館は昭和54年4月）
- ④規 模
 - ㊦敷地面積 2,740.38 m²
 - ㊧建築延床面積 1,369.84 m²（1階708.84 m²、2階661.00 m²）
 - ㊨建築面積 774.42 m²
 - ㊩建物構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建
 - ㊪施設概要
 - 1階 一般開架、児童開架、おはなし室、書庫、事務室等
 - 2階 読書室、視聴覚室、資料室等
 - ㊫駐 車 場 西那須野庁舎駐車場共用
 - ㊬運営に係る事項（サービスポイントを含む）

- ・①蔵書数 118,774冊（令和6年3月末）
 - ・②年間貸出冊数 262,827冊（令和6年3月末）
 - ・③年間貸出者数 72,167人（令和6年3月末）
 - ⑦職員数（令和6年4月1日現在）13人（常勤換算）
- ※配送担当を含む

(3) 塩原図書館

平成6年8月に塩原町ハロープラザ内に塩原町図書館として開館した。平成17年1月の合併により、那須塩原市塩原図書館となり現在に至っている。

- ①名称 那須塩原市塩原図書館
 - ②所在地 那須塩原市関谷1266番地4（那須塩原市ハロープラザ内）
 - ③完成年月 平成6年8月（開館は平成6年8月）
 - ④規模 床面積734.64㎡（ハロープラザ内図書館部分）
- ＜那須塩原市ハロープラザ＞
- ⑦敷地面積 9,301㎡
 - ⑧建築延床面積 2,306.91㎡（1階1,778.41㎡、2階528.50㎡）
 - ⑨建築面積 1,907.81㎡
 - ⑩建物構造 鉄筋コンクリート造2階建
 - ⑪施設概要 1階 一般開架、児童開架、おはなし室、書庫等
 - ⑫駐車場 ハロープラザ駐車場共用
 - ⑬運営に係る事項（サービスポイントを含む）
- ・①蔵書数 66,315冊（令和6年3月末）
 - ・②年間貸出冊数 40,949冊（令和6年3月末）
 - ・③年間貸出者数 7,720人（令和6年3月末）
 - ⑦職員数（令和6年4月1日現在）5人（常勤換算）

4 実績

施設利用者数（サービスポイントを含む）

年度	みるる	西那須野図書館	塩原図書館	計
R2	147,948人	78,946人	12,593人	239,487人
R3	298,837人	101,329人	22,134人	422,300人
R4	347,513人	105,543人	26,797人	479,853人
R5	387,964人	108,566人	27,239人	523,769人

※みるるは令和2年9月開館である。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年度から令和4年度までに、施設の利用制限を実施した期間がある。

Ⅱ 管理運営の条件

1 管理の基本方針

- (1) 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の平等な利用を確保し、差別的扱いをしないこと。
- (3) 利用者や地域住民の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- (4) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。
- (5) 民間の能力を活用し、利用率の向上に努めること。

2 管理の基準

別紙仕様書のとおり。

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げる業務とする（詳細については、仕様書のとおり）。

なお、指定管理者は指定管理業務を一括して第三者に委託することはできないが、部分的な業務については、専門の事業者にも再委託することが可能である。再委託は地元企業を優先的に発注すること。

また、指定管理者の故意又は過失により施設等を損傷し又は滅失した場合、又は指定管理者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者は、その損害を賠償しなければならない。

- (1) 図書館の運営に関する業務
- (2) 図書館の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

※西那須野図書館は、市役所新庁舎建設に伴い現在の西那須野庁舎建物への移転計画があり、指定期間内に西那須野図書館を閉館とする場合がある。その場合の準備及び閉館後の業務並びに時期の詳細については、当該年度の年度協定において定めることとする。

4 指定の期間

令和7（2025）年4月1日から令和12（2030）年3月31日まで（5年間で予定）

- (1) 指定の期間は、議会の議決を経て、正式に確定する。
- (2) 那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定に基づき、指定後であっても、指定管理者の責めに帰すべき事由より当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる

場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

5 指定管理料（委託料）

(1) 指定管理料の基準額

指定期間5年間の指定管理料の提案上限額は、1,306,955,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この上限額を超えた提案者は失格とする。

また、提案額は指定期間における指定管理料の上限額とし、各年度の指定管理料は指定管理者の提案額を基準に、市と指定管理者が協議を行い年度ごとに決定する。

なお、各年度の指定管理料決定のための協議の際に、指定管理者による管理運営の水準が、この募集要項や事業計画書、協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがある。減額の基準・手続等については、協定で定める。

【参考】別紙1 指定管理料積算参考例（1年間）のとおりに従う。

(2) 施設使用料の取扱い

みるるの施設利用（貸館）に際して利用者が支払う使用料は、市の歳入とする。なお、指定管理者は自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条に基づく使用料徴収事務を代行し、市に徴収した使用料を納付するものとする。

また、利用者から消費税の適格請求書の交付を求められた場合、指定管理者は、媒介者交付特例又は代理交付によって、市に代わって利用者に対して適格請求書を交付するものとし、消費税法第57条の4第6号の規定により、適格請求書の写し等を保存することとする。

(3) 支払方法

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者からの請求に基づき分割して支払う予定である。なお、支払方法・回数等については市と指定管理者で協議のうえ定める。

Ⅲ 業務の引継ぎ

1 指定開始前の引継ぎについて

指定管理開始前の令和7（2025）年1月から3月までの間に、みるる、西那須野図書館、塩原図書館において業務に関する引継ぎを受けることとする。引継ぎを受けるにあたっては、当該施設の指定管理者及び運営業務受託者と十分に協議を行い、引継ぎ計画書を作成し、教育委員会に提出すること。

なお、引継ぎは令和7（2025）年4月から業務を行うこととなる指定管理者職員に対し、実地にて実施する。実施にあたっては、教育委員会と協議の上で行う。

こととする。

2 指定終了時の引継ぎについて

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく各図書館の業務を遂行できるよう、必要な資料を引き継ぐとともに、引継ぎ計画書を作成し、十分な引継ぎを行うこととする。

3 引継ぎに要する費用について

業務引継ぎ等に要する費用は、すべて指定管理者に選定された法人等の負担とする。

IV 申請の手続

1 申請書の提出

- (1) 提出期限 令和6（2024）年7月26日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出先 那須塩原市教育部生涯学習課那須塩原市図書館管理係
住所：栃木県那須塩原市本町1番1号
電話：0287-73-5556
E-mail：lib-nasushiobara@city.nasushiobara.tochigi.jp
- (3) 提出部数 紙媒体 2部（正本1部、副本1部）
及び提出書類一式の電子データ（副本1部）
- (4) 提出方法 上記の提出先に持参又は郵送すること。
なお、電子データについては、データをCD-ROMに保存して提出すること。

2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行う者（共同事業体による申請にあつては、全ての構成団体）は、次の資格を満たすことを要する。

なお、複数の団体等で構成される共同事業体による申請にあつては、代表団体を定めること。

- (1) 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者
 - ③ 自治法施行令第167条の4の規定により本市における一般入札等の参加を制限されている者

- ④ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第1号、第5号又は第6号に該当する者
 - ⑥ 国税又は那須塩原市の市税を滞納している者
- (2) 次のいずれにも該当する団体であること。
- ① 施設の運営が利用者の平等利用を確保することができる団体であること。
 - ② 施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られる団体であること。
 - ③ 管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体であること。

3 提出書類等

- (1) 申請にあたっては、次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、適宜書類を追加すること。
- ① 指定申請書（様式第1号）
 - ② 当該施設の事業計画書（様式第2号）
当事業計画書の最後に、下記4項目の中から1つ以上選び、提案すること。
 - ㊦ 利用者サービス向上に関する方策
 - ㊧ 地域連携・地域貢献への取組
 - ㊨ 新規利用者増加のための取組
 - ㊩ 読書推進のための団体独自の提案事業等
 - ③ 当該施設の管理に関する業務の収支予算書（様式第3号）
 - ④ 定款その他の根本規則の写し及び登記簿謄本（法人である場合に限る。）
 - ⑤ 当該団体の直近3か年の決算書（貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等）
 - ⑥ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類
 - ⑦ 国税及び那須塩原市税（市内に事業所を有する場合に限る。）の納税証明書
 - ⑧ 共同事業体の場合は共同事業体協定書兼委任状
 - ⑨ 指定管理実績調書
 - ⑩ その他必要な書類
- (2) 申請に当たっては次の事項に留意すること。
- ① 提出書類の変更の禁止
提出期限後においては、提出書類の内容変更は原則認めないこととする。
 - ② 虚偽の記載をした場合の失格
提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする場合がある。
 - ③ 提出書類の取扱い
提出書類は、理由の如何に関わらず返却しないこと。
 - ④ 申請の辞退

書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

⑤ 提出書類の著作権及び公表

提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類については、その全部又は一部を無償で利用できるものとする。

⑥ 費用負担

申請に要する費用は、全て申請者の負担とする。

⑦ 追加書類の提出

市は、提出された書類の補足する資料の提出を求める場合がある。

⑧ 重複申請の禁止

共同事業体の構成団体は、別の共同事業体の構成団体となっていないこと又は、単独の申請者となっていないこと。

4 公募説明会等

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等について説明会を次のとおり開催する。なお、説明会への出席は必須とし、指定申請の要件とする。

- (1) 日 時：令和6（2024）年7月11日（木）13時30分～
- (2) 場 所：那須塩原市図書館 1階 サクシード・ツグナラホール
- (3) 参加人数：1団体2名以内
- (4) 申込方法：別紙2 公募説明会・現地説明会参加申込書を令和6（2024）年7月5日（金）までに、前記Ⅳ「申請の手続」1（2）へ電子メールで送付のこと。
- (5) そ の 他：説明会の後、希望者に対し対象施設の見学会を行う。公募説明会の申込の際は現地見学会への参加の有無についても併せて連絡すること。なお、見学会はみるる・西那須野図書館・塩原図書館の3館について実施し、サービスポイントは行わない。

5 質問事項の受付

申請にあたって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 質問受付

ア 令和6（2024）年7月1日（月）～7月16日（火）の期間

イ 質問は、別紙3 指定管理者募集に関する質問票により行う（電話、口頭による質問は受け付けない。）。

ウ 別紙3 指定管理者募集に関する質問票は、前記Ⅳ「申請の手続」1（2）へ電子メールで送付のこと。

(2) 回答方法

質問に対する回答は、電子メールにより令和6（2024）年7月23日（火）午後5時までに行う。申請を予定している全法人等を対象に回答するため、送付

を希望する法人等は、質問受付期間中に、別紙 3 指定管理者募集に関する質問票に必要事項を記載の上、提出すること。

V 選定基準・ヒアリング

応募団体に対するヒアリングを実施する。ヒアリング内容をもとに選定委員会で審査し、指定管理者候補者を選定する。

【選定基準】

- 1 施設の管理運営能力 (配点) 30点
 - ・申請団体の経営状況
 - ・管理運営に係る人的体制等
- 2 住民サービスの向上 (配点) 40点
 - ・利用者の平等な利用の確保
 - ・利用者に対するサービスの向上
 - ・施設の効果的な活用
- 3 実績の有無 (配点) 10点
 - ・指定管理業務での管理運営の実績
 - ・指定管理業務での自主事業の実績
- 4 管理経費の縮減 (配点) 20点
 - ・指定管理料の提案額

【ヒアリング日程】

- ① 日 時：令和 6（2024）年 8 月 21 日（水）13 時 30 分～
1 団体あたり 35 分程度
(申請者の説明 20 分、質疑応答 15 分)
- ② 場 所：那須塩原市図書館 1 階 サクシード・ツグナラホール
- ③ 参加人数：1 団体あたり 3 名以内
- ④ そ の 他：応募多数の場合、実施時間に変更となる場合がある。
なお、時間については団体へ後日通知する。

VI 選定結果及び指定の通知等

- (1) 選定結果については、応募全法人等に文書で通知する。
- (2) 指定管理者の候補者に選定された法人等は、自治法の規定に基づき議会の議決により確定し、議決後告示するとともに文書にて指定及び不指定の通知をする。

VII 協定の締結

1 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、次に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

(1) 基本協定

指定期間全体（５年間）を通じて適用する事項については包括協定を締結する。

【基本協定の主な内容（予定）】

- ① 管理業務の基本的項目（業務の内容、管理施設の範囲等）
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取消し等に関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引継ぎに関する事項
- ⑨ その他

(2) 年度協定

年度（４月１日～翌年３月３１日）ごとに取り決めるべき事項については、年度協定を締結する。

【年度協定の主な内容（予定）】

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ その他

(3) その他

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結せず、又は協定を解除できるものとする。

ア 財務状況の悪化等により事業の履行が確実ではないと認められるとき。

イ 社会的信用を著しく損なうなど指定管理者として相応しくないと認められるとき。

〈別紙1〉 指定管理料積算参考例（1年間）

項 目	積算額 (千円)	内 訳
(1)人件費	165,480	・常勤46名(館長3名、業務責任者5名、スタッフ38名)
(2)事業費	32,860	
備品(資料費)	27,181	・図書・視聴覚資料等資料費
消耗品費(資料費)	3,000	・新聞・雑誌等資料費
その他事業費	2,679	・事業用消耗品、報償費 他
(3)管理費	50,644	
委託料	26,828	・機械整備委託料 ・設備系保守委託
修繕費	1,040	・車両、施設等修繕費
光熱水費	21,942	・上下水道代 ・電気代、ガス代等
その他管理費	834	・公課費、施設賠償責任保険等
(4)事務費	12,407	
備品	250	・備品購入費
消耗品費	4,432	・施設関連消耗品、日常清掃用具消耗品 他
通信運搬費	2,919	・電話料金、郵送料等
賃借料	2,000	・パソコン、プリンター等
使用料	2,236	・NHK 放送受信料 ・書誌データ使用料 他
諸経費	570	
合計	261,391	

※過去の管理実績を踏まえ、指定管理料積算の参考として示しているものであり、合計額と予定価格が一致することを保証するものではない。

(別紙2)

公募説明会・現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

那須塩原市教育部生涯学習課那須塩原市図書館管理係 行

E-mail : lib-nasushiobara@city.nasushiobara.tochigi.jp

- 公募説明会の参加は、指定申請の必須条件である。
- 見学会の参加は任意とし、指定申請の要件ではない。
- 参加者は1団体あたり2名まで。
- 申込に当たっては、本様式に記入の上、E-mailに添付して、上記メールアドレスに送付。
- 申込期限は令和6年7月5日（金）午後5時まで。

団体等名称	
所在地	
参加者氏名	
見学会の参加	参加 不参加
E-mail	
TEL	

(別紙3)

指定管理者募集に関する質問票

那須塩原市教育部生涯学習課那須塩原市図書館管理係 行

E-mail : lib-nasushiobara@city.nasushiobara.tochigi.jp

○受付期間：令和6年7月1日（月）～7月16日（火）午後5時まで

○申込方法：本様式に記入の上、E-mail に添付して、上記メールアドレスに送付。

○回答方法：電子メールにより令和6年7月23日（火）までに回答する予定。

○質問がない場合でも、他団体等から出された質問の回答を希望する団体等は、この質問票を提出すること。

○他団体等の質問に対する回答の送信希望（有・無）

No.	質 問 事 項
団体等名称	
所在地	
担当者	
E-mail	
TEL	